

労働審判制度

申立て

地方裁判所



事案の性質上、労働審判を行うことが適当でない場合には、労働審判を行わずに終了し、訴訟へ移行する。

申立書（充実した記載・証拠の添付）（規9）
呼出状（第1回期日前の準備を要請）（規15）
弁護士代理の原則（法4）
答弁書（充実した記載・証拠の添付）の労働審判官が定めた期限までの提出（規14～16）
申立てから40日以内に第1回期日を指定（規13）

第1回期日

口頭主義（規17-1），非公開原則（法16）
当事者の陳述を聴いて迅速な争点・証拠整理（法15-1）
審尋等による主張・立証（法15，17，規21）
事案により調停（法1，規22），終結（法19），終了（法24）
次回期日の内容と期日までの準備事項についての確認（規21-2）

主張・立証の最後の期限とされる第2回期日に向けた準備（規27）
必要に応じて補充書面の作成（規17）

第2回期日

主張・立証を終了（規27）
調停の試み（法1，規22）

紛争解決に向けて代理人と当事者本人の十分な打ち合わせ
労働審判委員会から調停案が出されていれば検討

第3回期日

調停の試み（法1，規22）
審理の終結（法19）

適宜、調停を行う

調停成立

労働審判

（法20，規28～30）
当事者間の権利関係も踏まえて調整的な内容の審判も可能

異議なし

2週間以内
異議申立て（法21-1）

効力確定

審判失効・訴訟へ移行
（法21-3，22）

審判の申立書が訴状とみなされる（法22-3）
審判の申立書以外は訴訟に引き継がれない